

## 外国人材入国前日本語教育等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき外国人材入国前日本語教育等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、県内に事務所を有している各号に定める受入機関をいう。

(1) とやま外国人材活用・定着支援デスクを経由し、富山県が連携契約するいずれかの人材紹介会社を通じてマッチングした外国人材に対して、現地教育等の「富山就職プログラム」を実施した以下の事業者

ア 県内企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に限る。）又は個人事業主

イ 外国人を雇用している常時使用する従業員の数が100人以下である中小企業基本法に規定する法人以外の法人（農事組合法人、漁業協同組合等）

(2) 外国人技能実習生受入前に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第10条第2項第7号ハに従って監理団体等が実施した「一定時間以上の入国前講習」について、その実費を負担した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に定める小規模事業者

2 この要綱において「補助事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) マッチングした高度外国人材に、現地日本語教育や日本企業文化、日本のビジネスマナーや富山県の生活環境・ルールに関する研修等を内容とする「富山就職プログラム」を受講させる事業

(2) 紹介元の人材紹介会社に、「外国人材入国後サポート業務」を委託する事業

(3) 技能実習生が入国する前に「一定時間以上の入国前講習」を実施する事業

(4) 外国人材が日本へ渡航する際に要する費用に関する事業

3 この要綱において「富山就職プログラム」、とは別に定める条件を満たすものをいう。

4 この要綱において「一定時間以上の入国前講習」とは別に定める条件を満たすものをいう。

5 この要綱において「外国人材入国後サポート業務」とは別に定める条件を満たすものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、外国人材の入国前日本語教育等を一定の条件以上実施することにより円滑な受入・定着を図るために、補助事業者が行う補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、国若しくは県の他の補助金を現に受けて事業を実施している場合又は実施する予定である場合は、この補助金の対象

とならないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率並びに限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助事業に要する経費のうち、富山就職プログラム・一定時間以上の入国前講習の実施に要する費用（人件費、教室代金、教材費等）、外国人材入国後サポートの実施に要する費用（人材紹介会社に外国人材入国後サポート業務を委託する費用）、渡航費用（外国人材が日本に渡航する際に要する費用（航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）は対象外）、入管手続きを行政書士等に委託する費用）その他外国人材の受入に必要な経費で知事が適当と認めるもの（県外国人共生社会推進課への事前協議が必要）	補助対象経費の2分の1以内	(1)高度外国人材：500千円/一企業  (2)技能実習生：400千円/一企業

(注1) 補助対象経費を外貨で支払った場合には、金融機関等が発行する支払日における為替レートを証明する書類等を添付すること。また、円貨に換算した場合に1円未満の端数が生じた場合には、1円未満を切り捨てた金額を補助対象経費とする。

(注2) 監理団体の監理費は、補助対象経費に記載の「一定時間以上の入国前講習の実施に要する費用」、「渡航費用」以外は補助対象外とする。

対象外経費の例：職業紹介費、講習費のうち入国後講習に要する経費、技能実習生に支払う手当、監査指導費、その他諸経費のうち来日渡航費以外の費用

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業者概要書（様式第3号）
- (3) 受託事業者概要書（様式第4号）（委託して補助事業を行う場合に限る。）
- (4) 収支予算書（様式第5号）
- (5) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料
- (6) ア 高度外国人材の場合

とやま外国人材活用・定着支援デスクを通じてマッチングした外国人材であるこ

とを証する書類) (とやま外国人材活用・定着支援デスクに提出した求人申込書、契約書等)

#### イ 技能実習生の場合

自社で受け入れる外国人材であることを証する書類 (技能実習計画の認定申請書等、入国前講習実施 (予定) 表に関する申請者等の誓約書等)

(7) 振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し (通帳 1 ページ目の見開き部分)

(8) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書 (様式第 6 号) を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 7 号) を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間、保管すること。

(軽微な変更)

第 8 条 前条第 1 号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業者を変更すること。

(2) 事業の内容を変更すること。

(3) 事業費の 20 パーセント以上の変更をすること。

(交付決定の取消し)

第 9 条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第 15 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 7 条各号に掲げる交付条件に違反したとき、又は同条第 3 号の知事の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第 10 条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第 16 条第 1 項の規定により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

る。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定により知事から求めがあった場合は、補助事業の遂行状況について、状況報告書（様式 8 号）を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を終えた日から 21 日以内または当該年度の 3 月 5 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する資料は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 支出の根拠を示す資料（領収書、振込明細の写し等）
- (4) 事業の実施状況を写した写真
- (5) その他参考となる資料（入国前講習実施記録等）

(補助金の支払)

第 13 条 知事は、規則第 13 条第 1 項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。